

市政記者各位



福岡市パートナーシップ宣誓制度



福岡県・佐賀県内の自治体と包括連携を始めます

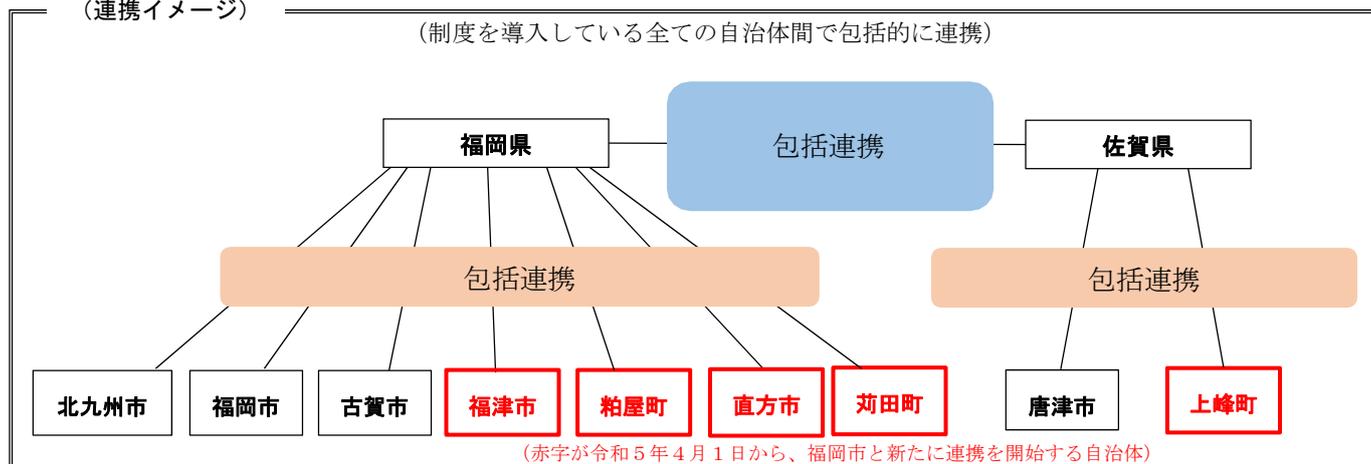
福岡市は、平成30年4月に、全国でもいち早くパートナーシップ宣誓制度を導入し、熊本市をはじめ10の自治体と自治体間連携を進めてきました。

これまで、各自治体と個別に連携協定を締結してきましたが、このたび、福岡県及び佐賀県内で制度を導入している自治体間で包括的に連携するための協定を、福岡県と締結します(令和5年4月1日付)。

これにより、新たに2市3町との連携がスタートし、受領証が継続・相互利用できる自治体間ネットワークが15自治体に広がることで、当事者の利便性の向上や精神的負担の軽減が一層図られます。

今後も、制度のさらなる充実・周知を図りながら、性的マイノリティに関する市民への理解、認識の向上に取り組み、誰もがいきいきと輝くまちをめざします。

(連携イメージ)



■ 包括連携の効果

福岡市が交付した受領証を持つ当事者が、福岡県及び佐賀県内でパートナーシップ宣誓制度を導入している自治体へ転居しても、簡易な手続きをすれば、引き続き、市の受領証を使用できます(公営住宅の申込み等に利用可能)。

【参考】福岡市の受領証を継続・相互利用する自治体(15自治体)

熊本市、北九州市、古賀市、岡山市、広島市、宮崎県日南市、佐賀県唐津市、鹿児島市、福岡県、佐賀県、**福岡市、粕屋町、直方市、苅田町、佐賀県上峰町**

福岡市パートナーシップ宣誓制度 (平成30年度 制度導入)

一方又は双方が性的マイノリティである二人が、お互いにパートナーであることを市長に対して宣誓する制度。

宣誓をした二人に対しては、宣誓の証として「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付しています。

(受領証交付実績 143組 令和5.3.31現在)

福岡市の性的マイノリティ支援事業は、ホームページで紹介しています。

福岡市 性的マイノリティ 検索

【問い合わせ先】

市民局人権部人権推進課 前野・村上

TEL 092-711-4338 (内線1891) FAX 092-733-5863